

## 香川県ソーシャルワーカー協会海外研修費等助成要項（案）

### 1. 趣旨

この要項は、当会が企画又は承認する海外研修会等に対し、その費用の一部を負担することにより、会員の海外研修会等への参加を促進し、資質の向上に繋げるために定めるものである。

### 2. 支援の内容

- 1) 国外における当該研修会、国際会議（国内におけるものを含む）等が定める参加費（旅費・懇親会費等は含まない）の額、もしくは2万5千円のいずれか少ない額を助成する。
- 2) 原則として助成の対象者は1研修会につき2名までとする。
- 3) 会員1人につき助成は1回までとする。（助成を受けた後、退会し再入会した場合においても助成の対象とはならない）

### 3. 助成申請のための要件

原則として、当会の会員のうち、以下のいずれかの要件を満たすものが助成を申請することが出来るものとする。

- ① 当該海外研修会等において自らの実践・研究成果又は関連のものを発表または報告しようとする者
- ② 所属機関外の国内の研修会等において、自らの実践・研究成果又は関連のものを発表または報告した実績のある者
- ③ その他会長が適当と認める者

### 4. 助成を受けた会員の義務

- ① 参加した海外研修終了後、1年以内に当会の機関誌、ホームページあるいは当会の研修会等において研修報告をすること。
- ② 助成を受けた年度以降3年未満に退会した場合は、助成金を返済する義務を有する。

### 5. 申請受付

申請する者は、別紙「香川県ソーシャルワーカー協会海外研修費等助成申請用紙」を当会事務局に提出する。受付期間はその都度定める。

### 6. 選考

理事会において要件に照らし選考する。申請者多数の場合は3項の①の者を優先し、残りの者について理事会にて協議して決める。

### 7. 助成の保留

理事会において、予算その他の理由で、助成の対象者数の限定もしくは助成の保留を決定する場合がある。

### 8. 附則

この要項は、23年4月1日より施行する。

# 香川県ソーシャルワーカー協会海外研修費補助申請用紙

香川県社会福祉協議会 地域福祉課 行 FAX 087-861-2664

氏名		TEL	
住所			
入会年月	昭和・平成	年	月入会
申請理由	いずれかにまるで囲んでください ①発表したい ②参加したい		
《発表したいテーマと内容の概要》…申請理由①の方のみ記入してください			
申請理由②の方のみ記入してください 《国内の研修会等において発表又は報告した研修会等の名称及年月日》…ある場合のみ  《国内の研修会等において発表又は報告したもののテーマと内容の概要》…ある場合のみ  《参加希望理由》			

